

平成 27 年度介護保険制度改正にむけた当面の取り組み課題

～住民主体の地域包括ケアシステムを実現するために

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会
介護サービス経営研究会幹事会

基本的な考え方

1. 地域のニーズの変化と社協がめざす地域包括ケアシステムのあり方

- 昨今、認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者世帯の拡大、地域社会や家族の変化のなか、介護保険制度では対応できない生活支援ニーズや社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題が顕在化している。
- こうしたニーズへの対応にあたっては、公的な制度に基づくサービス・支援だけではなく、助け合いの理念に基づく住民の活動によって社会関係の維持・回復をはかる取り組みや互いに支え合う地域づくりが不可欠である。
- 国や自治体においても地域包括ケアシステムへの住民の参画の重要性について認識が共有されつつあり、これまでの専門職を中心としたシステムに対して、地域福祉の理念や手法の導入が進んでいる。
- この大きな変革期にあたり、社協は、住民とともに進めてきた小地域福祉活動や住民参加型在宅福祉サービスの実践やネットワークを基盤としながら、めざすべき住民主体の地域包括ケアシステムのあり方を提言し、推進していく必要がある。
- 住民主体の地域包括ケアシステムとは、すなわち、住民自身が「暮らし続けたいと思う地域」の姿を描き、様々な形で参画し、専門職・専門機関や自治体、企業等と協働して支えていく、地域の生活支援の仕組みづくりである。
- また、これは、住民との協働による相談・支援体制づくりや生活困窮者への支援の展開、地域における総合的な権利擁護体制の構築といった取り組みともつながるものである。

2. 社協組織全体で新たな地域支援事業に取り組む

- 平成 27 年度介護保険制度改正では、介護予防給付の訪問介護、通所介護を地域支援事業に移行させるとともに、多様な介護予防・生活支援サービスの拡充をはかることが盛り込まれている。
- 社協は、地域福祉を推進する立場から、この改革を高齢者の生活を地域で支える仕組

みづくりを進めるものにとらえ、新たな地域支援事業において役割を発揮していかなければならない。

- 今回の制度改革は、介護サービス事業だけではなく、社協が使命として推進してきた地域福祉全体に影響を及ぼすものである。したがって、介護サービス事業の実施の有無に関わらず、すべての社協にとって今回の制度改革への的確な対応・取り組みが必要不可欠である。

3. 協議体の設置、生活支援コーディネーター配置への取り組み

- 平成 27 年度介護保険制度改革にむけて、厚生労働省が示した「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン案」）では、生活支援・介護予防サービスの充実にむけて、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（以下、「生活支援コーディネーター」）の配置や「協議体」の設置が盛り込まれている。
- ガイドライン案では、これらの生活支援サービス体制整備事業については、できる限り平成 27 年 4 月 1 日から開始することを求めており、準備委員会等を設置してニーズ把握やサービス開発に資する検討を行っていけば同事業の対象となるとしている。
- こうしたことから、社協は、本事業の実施に関して自治体の意向や地域の社会資源の状況を把握するとともに、まずは地域の助け合い活動団体や住民参加型在宅福祉サービス等に働きかけ、協議体の設置を進める必要がある。
- 生活支援コーディネーターについては、当面は市町村ごと、将来的には中学校区に配置する計画とされている。介護保険制度財源による事業として着実な実施が見込まれるものであり、他団体との連携による動きも含めて、生活支援コーディネーターを担う人材の確保・育成を社協としても早急に進めていく必要がある。
- また地域ニーズに応じて、社協として組織体制の整備、職員体制の構築を行い、地域福祉推進活動とも連動した生活支援コーディネーターの職員配置、活動推進を図っていく必要がある。
- 都道府県社協においては、生活支援コーディネーターの養成研修について、今後、都道府県での実施が見込まれることを踏まえ、研修実施や講師養成等について都道府県と調整を図りながら対応を進める必要がある。
- なお、平成 26 年度から地域支援事業に「生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業」が盛り込まれ、生活支援コーディネーターの配置や協議体設置を制度改革に先駆けてすすめることが可能となっている。

4. 介護保険事業計画への参画、地域包括ケアシステムにおいて存在感を発揮する

- 現在自治体において策定が進められている介護保険事業計画は、2025 年にむけて、めざす地域包括ケアシステムの姿を描く「地域包括ケア計画」として策定される。この計画に住民及び福祉・医療はじめとする地域関係者の意見を反映することが重要であ

る。

- 今回の介護保険事業計画において住民の助け合い、生活支援サービスの位置づけを明確化し、またそれを通して社協の役割を位置付けることは、今後の地域包括ケアシステムの構築のみならず地域福祉の推進自体に大きな意味を持つ。
- ガイドライン案においても、新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体の多様なサービスを充実させるとともに、それらのサービスの利用促進をはかることが基本的な考え方として示されているところである。
- 社協は、こうした認識に立ち、介護保険事業計画（介護保険事業と一体的に策定される老人福祉計画を含む）に対して住民や地域の関係者の意見を反映させるよう政策提言や要望を行う、策定体制に参画するなど、住民主体の地域包括ケアシステムにむけて働きかけを強めなければならない。
- とりわけ、ガイドライン案におけるサービス類型「訪問型サービス B」、「通所型サービス B」、移動支援、配食サービス等の住民主体の生活支援サービスの意義について認識の共有化をはかり、拡充にむけた施策を具体化していく必要がある。
- 同時に、介護保険事業計画と地域福祉計画、地域福祉活動計画の連動を働きかけることも重要な取り組みである。
- 市町村の介護保険事業計画は現在策定作業がすすんでおり、社協が今、行動を起こさなければ、計画の策定プロセスに意見を反映させる機会を逸してしまう恐れがある。
- 地域包括ケアシステムは地域福祉の考え方や手法への接近を強めており、この機会に社協が地域福祉の視点からの取り組みを具体的に示さなければ社協の存在意義そのものが問われかねない局面にあると認識しなければならない。

都道府県・指定都市社協、市区町村社協における当面の取り組み課題

【都道府県・指定都市社協】

※住民主体の地域包括ケアシステムにむけた取り組みに関しては、都道府県・指定都市社協が組織内で情報や方針を共有し、市区町村社協への情報収集・提供、支援等について主導的に役割を果たすことが重要である。

1. 市区町村社協への情報提供、支援

- 下記のような市区町村社協の取り組みがすすめられるよう、都道府県や市町村の動向を把握し、情報提供や調整、支援を行う。

2. 都道府県・指定都市段階でのネットワーク

- 都道府県・指定都市段階において、助け合い活動や生活支援サービスを推進・実施する団体等の協議の場の設置をすすめる。

3. コーディネーター等の人材養成

- 生活支援コーディネーターの養成研修について、都道府県から情報を収集し、社協での実施に向けて検討をすすめる。(ガイドライン案における1層、2層コーディネーター)
- 助け合い活動や生活支援サービスを推進・実施する団体との協議の場等において、各団体で活動するコーディネーター等(ガイドライン案における3層のコーディネーター)の養成に向けた検討をすすめる。

【市区町村社協】

1. 住民や地域福祉推進基礎組織(地区社協等)への働きかけ

- 新たな地域支援事業における住民の主体的な助け合い活動の意義や今後の地域での取り組みについて情報提供や学習の場を設け、方向性を共有する。
- めざすべき地域包括ケアシステムについて住民とともに議論をすすめる。
- 既存の見守りや小地域ネットワーク活動について、具体的に生活を支えられる仕組みづくりにむけて個別支援機能の強化をはかる。

2. 自治体への働きかけ

- 介護保険事業計画や地域支援事業の動向を把握し、地域包括ケアシステムの方向性や社協の役割について自治体担当者(地域福祉担当だけでなく、介護保険担当部所とも)とのすり合わせを行う。
- 地域支援事業における住民の主体的な取り組みの意義や基盤支援の必要性等について方向性を共有する。(自治体、専門職等の意識変革)

3. 助け合い活動や生活支援サービスを実施する団体との連携

- 協議体の設置にむけて、広範囲にわたって地域の助け合い活動・生活支援サービスの活動団体、事業所等を把握する。
- 既存の連絡会等も活用しながら、地域の助け合い活動・生活支援サービスの活動団体、事業所等とともに連絡会や勉強会等の協議の場を立ち上げ、これを核として協議体の設置につなげる。
- 住民主体のサービス(ガイドライン案における「訪問型サービスB」「通所型サービスB」、移動支援や配食サービス等の住民主体の多様な生活支援サービス)の拡充にむけて、助け合い活動や生活支援サービスの担い手の発掘、養成、組織化をはかる。

4. 社協の事業や組織についての検討

- 要支援者のニーズや介護保険サービスで対応できていないニーズを洗い出し、対応の

方向性について在宅福祉サービス部門及び地域福祉推進部門が合同のケース検討会を行う等、協働して検討する。その際、財源を地域支援事業、地域福祉のどちらに求めるかについても将来の展開を見据えて検討する。

- 経営の観点から介護サービス事業への影響を分析し、今後の事業戦略を検討する。
- 助け合い活動や生活支援サービスの活動にも活用できる地域拠点の整備をすすめる。
- 介護保険制度の財源を地域福祉に生かす観点から、社協の組織、体制、拠点等の在り方の再構築も含めた検討を行う。

※別添資料

全国介護保険担当課長会議資料（平成 26 年 7 月 28 日）

別紙資料 1 - 1 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案（概要）〈抜粋〉